令和７年度大阪市児童福祉審議会　社会的養育専門部会

日　時　令和７年 10 月 30 日（木）午前 10 時 00 分～正午

場　所　大阪市役所本庁舎Ｐ１階　会議室

出席者　委員　：前橋委員（部会長）、伊藤委員、福田委員、西村委員、岡本委員、寺本委員、梅原委員、二井委員

事務局及び市側出席者：（こども青少年局子育て支援部）
松村子育て支援部長、友清こども家庭課長、寺田管理課長、小山児童支援対策担当課長、福嶋こども家庭課長代理、菅野こども家庭課施設整備担当課長代理、川東こども家庭課担当係長、松田こども家庭課担当係長
（こども青少年局中央こども相談センター）
音田中央こども相談センター所長、市橋相談支援担当課長、青木一時保護所担当課長、岩部企画調整担当課長
（福祉局障がい者施策部）
北島障がい支援課長、安田障がい支援課長代理、永綱障がい支援課担当係長

傍聴者　：０名

○司会（福嶋課長代理）

ただいまから、令和７年度大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の福嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料２の名簿をご参照ください。名簿順に皆様をお呼びいたしますので、着席したまま一言お願いいたします。

まず部会長の関西学院大学名誉教授、前橋信和委員でございます。

○前橋委員

前橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（福嶋課長代理）

続きまして、大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類教授、伊藤嘉余子委員につきましては、現在こちらに向かわれていらっしゃるところですので後ほどご紹介いたします。

続きまして、関西大学人間健康学部人間健康学科教授、福田公教委員でございます。

○福田委員

福田でございます。どうぞよろしくお願いします。

○司会（福嶋課長代理）

続きまして、大阪弁護士会子どもの権利委員会弁護士、西村英一郎委員でございます。

○西村委員

西村です。どうぞよろしくお願いします。

○司会（福嶋課長代理）

続きまして、一般社団法人大阪市児童福祉施設連盟会長、岡本佳久委員でございます。

○岡本委員

岡本でございます。よろしくお願いします。

○司会（福嶋課長代理）

続きまして、一般社団法人大阪市児童福祉施設連盟母子生活支援施設部会会長、寺本美穂委員でございます。

○寺本委員

今回からお伺いさせていただいています。寺本です。よろしくお願いいたします。

○司会（福嶋課長代理）

続きまして、大阪市里親会会長、梅原啓次委員でございます。

○梅原委員

梅原です。よろしくお願いします

○司会（福嶋課長代理）

続きまして、社会的養護経験者でいらっしゃいます土海佐和委員でございますが、本日所用によりご欠席でございます。

○司会（福嶋課長代理）

続きまして、社会的養護経験者でいらっしゃいます、二井夢香委員でございます。

○二井委員

二井です。よろしくお願いします。

○司会（福嶋課長代理）

本日過半数の委員がご出席をいただいておりますので、本部会が成立しますこと、及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、本市の出席者でございますが、配席図をご参照いただきますようお願いいた

します。

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の松村よりご挨拶を申し上げます。

〇事務局（松村部長）

こども青少年局子育て支援部長の松村でございます。皆様おはようございます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、大阪市児童福祉審議会社的養育専門部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

そしてまた日頃より、社会的養護施策をはじめまして、児童福祉行政の推進にご理解とご支援、ご協力を賜っておりますこと、深くお礼申しあげます。

また、昨年度にはこの本部会を５回も開催いただきまして、その都度貴重なご意見をいただきまして、本年３月末に計画を策定させていただきました。

委員の皆さまには、ご多忙中にもかかわらず、ご協力いただきましてありがとうございました。

本日は令和２年度から令和６年度までの振り返りと、令和７年度からの新たな計画等につきましてご説明させていただきます。

直前の会議から半年ほど経ちまして日頃感じておられるところがあるかとございますので本日も忌憚ないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますがご挨拶さしあげます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

〇司会（福嶋課長代理）

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず､令和７年度大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会と書かれた１枚ものの資料、次第がございます。

続きまして、次第に資料一覧を記載しております。

資料 1、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

そして、資料 2、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会委員名簿

横長の A4 の横長の資料になります、資料 3-1、「大阪市社会的養育推進計画（令和２年度～令和 11 年度)」の振り返りについて

続きまして、資料 3-2、令和６年度大阪市社会的養育推進計画進捗状況

続きまして、資料 4-1、「大阪市社会的養育推進計画（令和７年度～令和 11 年度)」について

資料 4-2、資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量

等

資料は以上になります。不足している資料はございませんでしょうか。

次に当部会の公開についてご説明いたします。資料１をご覧ください。

本部会議は、運営規程を「会議の公開」に基づき公開といたします。

また、審議会等の設置および運営に関する指針に基づき、各委員からの発言内容等につきまして、会議録としてホームページ上に掲載させていただきます。

委員の皆様方にはご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお本日傍聴者についてはおりませんのでご報告いたします。

それでは、今、伊藤委員がお越しになられましたので、ここでご紹介させていただきますので、伊藤委員から一言お願いしたいと思います。

改めまして、大阪公立大学　現代システム科学域教育福祉学類教授、伊藤嘉余子委員でございます。

〇伊藤委員

すいません、遅れてまいりまして申し訳ございません。大阪公立大学の伊藤ですよろしくお願いします。

〇司会（福嶋課長代理）

ありがとうございます。次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。議事の一番目、「大阪市社会的養育推進計画（令和２年度～令和 11 年度)」の振り返りについて、議事の２番目に、「大阪市社会的養育推進計画（令和７年度～令和 11 年度)」について、事務局からご説明させていただき、議事ごとにそれぞれ委員の皆様方から質疑をお願いいたします。

尚、本日の会議終了時刻は 12 時頃を予定しております。

それでは、前橋部会長、よろしくお願いいたします。

〇部会長（前橋委員）

改めまして、皆さんおはようございます。本日は早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回ですか、昨年度策定をした計画が、今年度から 11 年度ということでございます。その時もいろいろと議論がございましたけれども、改めて振り返ってみますともう結構時間が経ったんだなというような思いでございます。

本日は、前期の計画の振り返り及び今年度の新しい計画についてということで、意見交換を行いたいと思いますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

次第に従いまして、議題１「大阪市社会的養育推進計画（令和２年度～令和 11 年度)」の

振り返りについて、この議題について事務局から説明をお願いします。

【議事１】

〇事務局（友清課長）

皆さん、おはようございます。こども青少年局子育て支援部こども家庭課長の友清でございます。それでは、私の方から議事について説明させていただきます。

～資料 3-1 から資料 3-2 に沿って説明～

以上です。よろしくお願いいたします。

〇部会長（前橋委員）

ご説明どうもありがとうございました。説明も丁寧にしていただき、資料も非常によくまとめていただいた資料だというふうに見ておりました。

ただ今、説明がありました内容について、質問あるいはご意見等どうぞよろしくお願いいたします。

〇伊藤委員

ご説明ありがとうございました。大きく３点ちょっと質問をさせてください。

１つが、今、後ろから行きますね。「一時保護改革に向けた取り組み」のところで、保護所の定員を、170 人の定員枠を設けるということで、順調に進捗ということで、今後の計画の中に、例えば、一時保護の枠を増やす、量的な確保だけではなくて、安全・安心な環境のもと保護の目的が達成できるその環境、いわゆる一時保護の質というか、そこも問われてるかと思うので、例えば一時保護中の通学保障とか、新しく通学ユニットを作ったりしたけどまだ実績がないとか何かいろいろ聞いておりますので。せっかく玄関別にして通学できるようにしたので、そのあたりの見通しであったりとか、一時保護委託を積極的にすることで色んなこどもたちの色んな権利を保障していこうということがあると思うんですが、そのあたりをちょっと聞かせてもらいたいというのが一つ目です。

２つ目が、施設の小規模かつ地域分散化のところで、乳児院と養護施設の方が進捗遅れっていうことになってるんですけど、小規模かつ地域分散化された施設の割合ということで丸められているんですけど、本体施設の小規模化と地域分散化って、多分別の取組みになるので、小規模化は何％達成で、地域分散化は何％達成と見せてもらえた方が分かりやすい。ああ、小規模化はできているけど地域分散化はまだまだなんだなとか、両方まだかとか。その辺りがちょっと知りたいなっていうことと、岡本先生にもお聞きしたいのが、養護施設が 45.8％と遅れていて、何か小規模化とか地域分散化していくのがちょっと難しいとか進捗が遅れていることについて、施設の連盟としてどんな話し合いをしていて、どんなふうに進

めようと連盟としてされてるのかっていうこととか、やっぱりね、会長である岡本先生のところとかが割とリーダーシップをとって、うちも小規模化するからみたいな感じで引っ張ってってくれるとありがたいですけど、そのあたりどうかなと。これはちょっと要望も兼ねて、コメントになります。

３点目です。里親委託推進のところで、登録里親とファミリーホームの設置については目標達成したんだけど、委託こども数が未達成ということで、つまり受け皿はできたけど、マッチングがうまくいってないのかなっていうことを、ここから読み取ったりしたんですけど、このあたりまたセンターの方でどういうマッチングの苦労とか工夫とか、あとは未委託の里親さんへのトレーニングとか、いろいろ直面されている課題があろうかと思うんですが、その辺りは今後どんなふうにしていくのかというのをちょっと教えてもらえたらと思います。以上、３点です。

〇部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか。全部市からというだけではないように思いますけど。

〇青木課長

まず、一時保護所改革の件です。一時保護所の担当課長の青木です。

去年は里親の方でずっと参加させてもらってました。

まず一つ目の通学保障の件なんですけれども、通学ユニットが使われていないというのは事実でございまして、安全に外出して登校して戻ってきてということができそうだというケースはなかったということがあります。職員の同行で通学ということの保障というのは、確かに、今全国的に、一時保護所で色々研究会とか全国の研修とかでは進められている自治体もあって、話題にはなっているところです。そうなってきますと、通学付き添いの人員を配置した上で、タクシーで送迎するとか、相当予算も人も割く取組みをしているので、急にということにはならないと思うのですが、施設入所待ちのこどもの通学保障のことを考えますと、いずれは考えていかなきゃいけないことかなとは思ってますが、すいません、まだ手についておりません。今、通学保障のために里親さんへの委託というものを、お願いしているのですが、実際に通学するという条件で、地域の里親さんに委託になっているっていうのもありますし、一方で通学をしないけれども、委託っていうのも最近、よくお願いしているのがですね、施設入所待ちのこどもが長期に一時保護所にいることで、やはり一時保護所の生活を快適にしようとか、権利擁護を色々工夫したとしても、やはり閉塞的な環境であることには変わりはなく、変化にも乏しく、本来学校に行ったりいろんな人と出会って地

域で成長するべき大切な時期を、半年とか数ヶ月とか、ずっと一時保護所にいるということの弊害を考えて、里親さんに、例えば２週間でも家庭での生活を体験させてもらえませんかということでお願いして、期間限定で里親さんのところで受け入れていただいて、また一時保護所に戻ってくるということを今年度割とお願いしておりまして、里親さんのところに行って本当によかったって言って、本当にこどもたち喜んで帰ってきて、私達も里親会の行事とかに出していただいたら、委託で預かったこどもはその後どうなったかとか、どんな思いで戻られたのか全然感想が分からないということを、里親会の集まりとかで私はお聞きしてたので、こどもたちがこんなに喜んでて本当に貴重な体験をさせてもらったっていうことを、ちゃんと里親さんにフィードバックしていこうということで、一時保護部門としてはこどもの反応を相談部門にフィードバックして、里親さんに伝えてもらうということで、そうやって、いろんな未委託里親さんの委託の推進にも繋がると思いますので、一時保護所としても、こどもさんの入所期間が長くなることに対する対応として、里親さんに力になっていただく、いろんな社会経験をつけるという意味でも、本当にありがたい存在だと思っていますので、そういった委託について、長期委託は難しい里親さんもいらっしゃるので、そういったことも含めて一時保護自体の改革ではないんですけれども、一時保護中のこどもたちの生活の質の向上という意味で、いろんなパターンを模索していきたいと思っています。少し話がずれたりはしてますけども、今、里親さんところでお世話になっている、感謝しているというお話でした。

〇市橋課長

お世話になっております、中央こども相談センター相談支援担当課長の市橋でございます。

里親の関係なのですけれども、確かになかなか委託率が思うように伸びないという現状を真摯に受けとめているところでございます。マッチングについてはどうかというご質問だったと思うのですけれども、まずはこどもの安心安全を確保するということ、保護者さんとの関係、そのあたりも考えているところです。できるだけ、生活を継続できることがいいだろうなと思い、負担が少ない環境というところで考えているところでございます。実際の委託先ですが、お願いできるところには、ほぼお願いしてるのではないかという感触があるのです。大阪市はおそらく全国的に見ると、未委託里親の割合というのは少ない方です。そこの状況を確認し可能であればお願いしていくというところについても、当然、大事なことではありますので、今年度から新しく開設しました里親支援センターと、相談していきたいと思っているところでございます。

話がずれますけれども、新しい里親をどう開拓していくか、その辺りが課題と感じているところでございます。

２つ、戦略的に考えておりまして、１つは里親制度について広く知っていただくということです。昨年度も、この場でも色々な意見をいただいて、SNS を活用したらどうかというところの意見を受けて、今年から里親子支援室のインスタグラムを開設しております。

もう１つは、やはり実際に里親になっていただける可能性のある方を対象に何らかの出前講座をするとか、そういった取り組みも必要と思っておりまして順次進めているところでございます。以上です。

〇友清課長

２点目のご質問の中で、小規模化と地域分散化を分けて示した方がよいのではというところです。資料 3-2 の後ろから２枚目になるのですけれども、別紙１に、実数がありますので、これで割合を出しますと、乳児院につきましては、本体施設が 62.1%が小規模化しておりまして、分園施設につきましては４%となっております。その下の児童養護施設も、本体施設につきましては 24.8%、分園型と地域小規模施設につきましては、21%という数字になっております。

なので、乳児院につきましては、なかなか分園型が難しい状況ではありますけれども、児童養護施設につきましては本体と分園施設で大体 24.8%、21%ぐらいの小規模化が進んでいるという状況でございます。

〇伊藤委員

すごく少ないということですね。ありがとうございます。

〇岡本委員

先程のご質問の中で、まず大阪市の児童養護施設に限りましては、十数年前まで９ヶ所でした。ほとんど６ヶ所がその内 100 人以上の定員を持っていまして、ある施設なんかも当時 150 人ぐらいの定員数で。それから、徐々に徐々にまず施設を、分離化というのですかね、１ヶ所の施設を２ヶ所にしたのが３ヶ所あって、今現在 12 施設になってます。それでも、結構 100 人の施設、暫定なんかを入れて 80 名ぐらいにはなっているのですけど、やはり、まだまだ、他の都府県に比べれば、定員数がやはり大阪市の場合は多いというところ。それから、大阪府さんなんかに比べまして、まず、やはり発信も遅かったというか、大阪府さんなんかもう 20 年ぐらい建て替えの取組みしてはったんですけど、大阪市の場合はまだ 10 年ぐらいようやくそういう形で動き出しているということで。現実に池島寮の方も今建て替えをさせていただくという、徐々に徐々にそこら辺ではしてます。ただ、やってないところ

がどんな建物を作ったらいいのかと。というのは何故かと言うと、定員数を明確に、もう一回大阪市とちょっと協議しながら、やっていかないと。まだ建て替えが残ってる施設さんなんかは、定員数をはっきり、もうちょっと明確にして、大きな定員数に見合ったものを建てていいのか、それとも駄目なのかということを、今、検討されている施設さんもあるみたいで、連盟としては令和 11 年を目処にした、今大阪市も出されてる人数で対応していきましょうということなんですが、ただ、なかなか職員さんの人集めも大変っていうところもあって、今連盟としても今後どうしていくかいうことは大阪市と一緒に検討していかなければいけない課題かなと思っております。乳児院もそれで３ヶ所から４ヶ所に変わりましたので、そういうところでは、大阪市はやはり割と定員数が乳児院も児童養護も多かったというところから、ちょっといろんな流れ、そして、大阪市の都市部でございますので、なかなか建て替えする土地の単価なんかもやはり非常に高いというところもあって、ちょっと遅れてるのではないか、これは僕の推測でございますけれども、そういうようなところでございます。

〇部会長（前橋委員）

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

〇西村委員

思いついたところだけですけど、まず、３ページの（２）のところ、「達成」ということなので、枠組みができたということかなと思うのですけど、内容のところがどうなのかなというのが多分次のステップになると思うのですけれども。例えば、その意見箱を活用するよう案内していますということであれば、その活用率がどんな割合だ、率は難しいかもしれないですけど、その活用数がどれぐらい活用されてるのかなというのと、意見箱に入れられた意見がどういうふうにフィードバックされているのかとかいう中身のところの話を、具体的な、統計的な数字で出してもらったら次そこのところをもうちょっとアップするように何か工夫しようかというふうに流れるかなと思います。

同じように意見表明等支援事業を開始したということなのですけど、具体的にはどんな形の意見表明支援事業の形になってるかちょっと分からないのでちょっと教えて欲しいのですけど、ここも同じく活用数がどれぐらいあるのか、またどの場面、多分いろんな場面があると思うんですけど、その場面がどういう場面のときに使われるのが多いか、ちょっと類型分けして統計作って欲しいなと思っているところです。

次に、５ページ「（５）里親への委託の推進に向けた取り組み」のところですけれど、最初のお題のところで、里親が養育の悩みを抱え込むことのないように関係機関によるチー

ム養育を推進する、とか、里親のリクルート、研修から支援まで包括的に支援する体制・支援メニューを構築する、というところもあるのですけど、ここら辺はどんなふうな達成状況になっているのかとかいうのも教えてもらえると嬉しいです。

次に、７ページ（６）のところで、必要な体制整備とともにこどもの出自を知る権利の保障が挙げられているのですけど、具体的にこれはどんな感じで保障の方向で進められているのかというのか、挙がってたらいいかなと。多分研修というところに含まれるという話になるのかなと思うのですけど、具体的には出自をする権利がどういう情報を事前に集めておいたりとかいう工夫をしてますとか、どんな場面で伝えてますとかいう、システムみたいなものが分かると解りやすいかなと。あと、その出自を伝えるにあたって、困難事例、最初に親のところで情報をちゃんと確保して、伝えるという了承を取っていなかったら、後から伝えられないか、みたいな話で、引っかかるやつがもしかしたらあるかもしれないなというのがイメージされるのですけど、それについてはどんな対策を講じるように何かやっているのだとかいうのがあれば教えてほしいなと思います。

次に、９ページのところで、一時保護中に期間限定で里親委託しているという話はとても良い試みかなと思って、ちょっと感動して聞いていました。積極的に活用してもらえたらいいかなと。きっとこれは里親委託の人材確保とか、そちらの拡充の方の突破口になるんじゃないのかなと思うので、そういう視点を持って、ますます活用していただけたらなと思いました。

あと、同じく、通学保障の論点のところで、なかなかお金と人が必要だから難しいなという現実論の話があったのですけど、恐らくこれ今はまだそれほど問題化していなくて、裁判をやろうという話が出てきてませんけど、これはいずれ裁判になると僕は思っています。一時保護で、親との面会交流をさせないみたいな話は一昔前だいぶあって、これいつかやられると言ってたら、裁判になった流れがあったと思いますけど、あれと同じ現象かなと思っています。裁判官は、大体、高学歴なので、教育を受ける権利が保障されてないなんてありえませんという話はすっと入るから、「もう違法やん、これ。」みたいな話でも言われかねないと思うので。後、それと、障がい児の話で、環境がちゃんとできてなくて障がい児が保育所に通えないみたいな話のとき、これは昔裁判になったと思うのですけど、その環境を整備する義務があるのだと、お金が言い訳なるかみたいな感じで、多分負けてると思うのだよね。だから、環境整備義務はかなりきついので、お金がないのです論は、感覚的には分かるけど、おそらく問題になったときには、あんまり防御力のない反論かなと。そういう意味で、こんなこと言われたからといって予算要求ガンガン出していただいて、整備してほしいなと思

っています。

同じページ、自立する力の方ですけど、これも、「達成」はそれでいいのですけど、大体これいけるかなという感じだと思うので次のステップに行ってもらって、自立支援で一番大きいのは施設から出る直前ぐらいのところでどうするのか、具体的には金銭管理の話がいつも引っかかるのですけど、そこら辺をちょっと意識してもらって、次のステップにしてもらいたいなと思います。以上です。

〇部会長（前橋委員）

ありがとうございました。いかがでしょうか。

〇友清課長

よろしいでしょうか。３ページの、当事者であるこどもの権利擁護の取組の実施状況ということでございますが、意見表明等支援事業につきましては令和６年度から開始してるのですけれども、昨年度は一時保護所１ヶ所と、児童養護施設１ヶ所にアドボケイトさんという、専門の意見表明を支援してくださる方に訪問していただいています。一時保護所の方では 19 件 19 人のこどもたちからご意見、お話を聞きました。児童養護施設の方で３件聞いております。日常生活のことであるとか、どちらかというと身近な内容でお話をしたいということでお話を伺いました。その後、権利擁護部会に意見を上げていきたいかというところを聞くと、そこは大丈夫ですと、聞いてもらったことで大丈夫ですということでしたので、部会の方には上がっておりません。そして、こどもレターという、何か伝えたいことがあればということで、こども青少年局の方にこどもたちから意見を寄せていただくレターがあるのですが、これは昨年度 18 件ございまして、訪問したりしてお話を伺って対応しております。簡単ですが以上になります。

〇西村委員

聞いた後で、フィードバックについてはどんな風にしていますか。

〇友清課長

聞いて、普通であればこども相談センターのワーカーさんに繋いだりですとか、施設の方にフィードバックしたりですとか。まずどうしたいということをお伺いして、こどもたちとやり取りしながら、ときには複数回やり取りして、必要なところに連携しています。こどもレターも同じになります。

〇青木課長

ちょっと補足で、一時保護所の方は意見表明が今までで 19 件という話だったのですけども、それは意見表明が 19 件で、アドボケイトさんと面談したこどもはものすごく多くてで

すね、去年10月から南部でやっていたのですけど、今年６月からは中央と北部でやっていて、全センターこどもたちが月１回来てもらえるということになっています。ものすごい人数のこどもたちがアドボケイトさんとの面談を希望します。まず、アドボケイトさんは朝からやってこられて、こどもたちの目の前で「私達はアドボケイトです」と言ってとてもキャッチーで楽しい説明をしてくださって、お話を希望するかというアンケートをします。たくさんのこどもが希望して、長いこと一時保護所にいる子たちはものすごく楽しみにしていて、お喋りをとても楽しんで帰ってくる。実際に意見表明というのが19件ということなのですけれども、本当に丸一日二組ずっと誰かと面接をしてくれてるというような状況。中央は、女子が30人近く入所してるときがあるのですけれど、20人が希望して、ずっとアドボケイトさんが毎月そんな人数を対応してくださっているという状態です。意見表明支援という意味でもとてもありがたいのですけれども、一時保護所の生活がとっても変化に乏しくて、みんな職員として接するのですけれども、アドボケイトさんとても楽しい雰囲気で来られて、話の腰を一切折らずに、とても傾聴してくださるという意味で、自分の気持ちをとても聞いてもらえるという意味でも、私達とてもありがたいと思っています。意見表明という意味では、意見を表明する支援というよりは、それもそうなのですけど、こちらへ意見表明があったからには、それを踏まえて一時保護所生活をどう改善するかとか、私達の職員の対応をどう変えていくかとか、こどもの意見を踏まえて、どんなふうに一時保護所の運営を良くしていけるかっていう視点が大事だと思ってるので、それについては、意見表明があったら、係長とか一時保護所長とかと、この意見に対してどうフィードバックしようかと協議をした上で、こどもと面談をして、フィードバックするようにしています。

一時保護所の中に意見箱を設置しているのですけれども、それについても同じで、意見箱を置くことで、意見表明を保障したということだけではなくて、それをもらって、どう改善していくかということが大事だと思うので、こども相談センターに法務担当課長代理という弁護士さんがおりますので、弁護士さんも交えながらこどもの意見についてどんなふうに合理的な説明が、こどもに対してこれができるとかできないとか、これはどういう理由で今こうなってるみたいなことに対して、合理的な説明ができるのかという意見をもらいながら、一時保護所の生活の改善ということに努めています。以上です。

〇西村委員

今のところなのですけど、とてもいい感じだなと思って聞いていたのですけど、個別のこどもに聞いた話はこういうふうに変えたよというのはやっていると思うのですけど、例えば、全体に影響するやり方を変えたのだったら、それも何か「意見箱に出ていたこんな意見

があったから、参考にしてこんなふうに運用を変えたよ。」みたいなのが、意見箱が全体に効果があったんだなというのが分かるような返しをしているのかはどうでしょう。

〇青木課長

意見箱は自分の意思で書いて入れるのですけれども、生活アンケートを月１回配って書いてもらっていて、記名でも無記名でもいいよということにしています。意見箱に関しては、意見箱に入れること自体が秘匿だと思っているので、張り紙での周知、結果をフィードバックするということはせずに、一時保護所長との面談を希望するかどうかということをマルを付けてもらって、面談をすると。生活アンケートに関しては、張り紙するのが不適切な内容でなければフィードバックするようにしています。例えば、何々のメニューが食べたいとか、そういうことがありますので、そういうことは張り紙で返事したりはしています。

〇市橋課長

一時保護所のアドボケイトのことで少し追加なのですけども、先程、１日で話をしたいという子が 20 人ぐらいいたという話があったのですけれども、実際に話を聞いてもらって満足されるこどもは結構いらっしゃるのです。半分以上は話を聞いてもらってよかったとか、一対一で長時間、長い場合、1 時間以上アドボケイトはしっかりお話を聞いてくださるので、すごくこどもにとってプラスになっているかと思われます。一時保護所にも生活に関する意見がございますけれども、ケースワーカー部門へこういうこと伝えて欲しいと希望されるこどもさんもいらっしゃいます。やはりフィードバックで大事なことはスピード感だと思っています。こどもがそれだけ思っていることなので、できるだけこどもにすぐ返していこうと。ケースワーカー部門におきましてはＳＶとワーカーで相談しお返ししています。やはりケースワーカー部門もそのことで色々と気づきがあります。こういうことをこどもは思っていたんだとか、同じことを言っていても、これだけ強く思っていたのだなということを感じて、それを支援にいかしたいと思っているところです。

続けてチーム養育、それから支援メニューなのですけれども、本当に大事なところだと思っています。当然、里親さんだけでというのはかなり大変ですし、里親になることへのハードルにもなっていると思います。色々な機会に里親のことをＰＲすることがあるのですけれども、大変そうとか、想像がつかないとおっしゃる方がたくさんいらっしゃるのです。そこで、里親さんだけで養育するということではなくて、チームで養育を支援していきますという話は必ずさせていただいています。今年度、里親会と支援センターとこども相談センターで話し合いの場を持つ予定です。実際のところ、里親さんにとって必要な支援とこちらが提供する支援にミスマッチがあっては、なかなかうまくいかないだろうということで、そう

いった話し合いをしていこうということです。

〇梅原委員

委託数が達成できてない、未達成だ、というとこらへんなのですけども、いつも説明を聞いていますと、何とかこう委託を進めていきたいんだけれども、何かいつも障がいある。その要因っていうのは色々あると思うのですよね。里親さんの事情もありますし、施設の事情もあるし、一保の事情もあるし、実親さんの事情もあると思うんですけど、それを一つ一つ具体的に挙げていってですね、これに対してはどうしていくのだということをきめ細やかにやっていかないと、全体でなかなか難しいのだという話ではないかなというふうに思っていますので、ちょっとここには書けないかも知れないですけど、その辺の色々な観点から見ていただいて、やっていただくということを今後していただきたいと思っています。でないと、何か委託できないのだとか、何か色々な事があるんだというような答えしかいつも聞かないので、具体的に、だからこうなんだ、じゃあどうするみたいな、そういう話ができたらいいのかなと思ってます。

それとチーム養育のところなのですけれども、これは別に里親さんに対してのチーム養育とか、そういうことではなくて、こどもに対してもチーム養育ですね。支援センターができましたので、支援センターは支援センターの思いで、色々な考えで、動いてもらうとか。里親会は里親会で動くとか。ということであったら、果たして本当にこどもの支援になっているのかというところがちょっとずれていたりとかすると、ちょっと違うかなと思っているので、ちょっとお願いをして、支援センターと里親会と児相で一度そういう話し合いをの場を持ってほしいと、ずっとお願いをしておって、この 12 月に第１回目ができるようになったのですけど、その時に私いつも思っているのは、それぞれの立場で、やっぱりこう、役割分担みたいなものですね。もちろん、線引きはなかなか難しいこともいっぱいあるのですけど、とにかくそういうコミュニケーションをしっかり取りながらですね、こどもにとって、どういうチームで支援していくのかとか、あるいは里親さんに対してはどうなのかとか。里親会は里親会の立場がありますし、支援センターも支援センターの立場がありますけれども、そこはしっかりコミュニケーションを取りながら、最善の方法を考えていかないといけないのかなというのがあります。今後もそういうことを継続してやっていけたらいいかなというふうには思っています。以上です。

〇部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。児相の方から何かありますでしょうか。ご意見等ありますか。

○市橋課長

一緒にどう役割分担していくかというところもしっかり話し合いたいと思っています。ちょっと話戻るのですけども、西村委員から出自を知る権利の話が出たと思います。こども相談センターも当然強く意識しているものでございます。どんな情報を得ておくのか、健康情報は当然のことで、こどもさんの名前の由来であったりとか、親御さんだけではなくて親族のことであったりとか、そういったことも聞いています。こどもにどんな言葉をかけたいと思っていたのかとか、妊娠中どう過ごしていたのかとか、色んなお話を聞かせていただいています。そういった情報をこどもに伝えるにあたって、事前に実親から同意を得ておく必要があるのではないかと、そこがネックになってはいけないというご意見もいただきましたが、そのあたりも実親には丁寧に説明をしているところです。そのこどもさんが里親さんのところで生活すると、出自を知る権利、自分って何処から来たのだろうっていうのをすごく一つの大きなテーマになってくると思います。その辺りについても、じゃあ、誰がどのタイミングで伝えるのか。きっと１回だけではないと思うのですよね。こどもの年齢、状況に応じて少しずつ、沁み込ませていくというか、そういう感じでお伝えしていくと思うのですけれども、その辺りの役割分担、じゃあ、こどもセンターはどういうことをするだろうかということについても、12 月に少しお話できればと思っているところでございます。

○西村委員

もうやっているかもしれないけど、出自を知る権利は多分、最初の段階で親に面談して、情報を取っていってっていう話になると思うのですけど、いざこどもに伝えるときって時期がかなり後ろですよね。大体こんなことを普通は伝えるだろうな、伝えてあげたいなと思うものが書式化されていて、そこの話を、出自を知る権利として伝える情報が継ぎ足して継ぎ足してそこの紙に書かれて、そこの紙に書く話は、情報を取った時には必ず親同意はもう取っていて、出自を知る権利、こどもに伝えるための情報だから、これは伝えるという話で、もう同意はその都度取ってますという運用にしておいて、そこに溜め込んでいって、いざ伝えるときに、どこに行ったか分からないというパターンが一番困るから、そのときにはもう事前に動いていて、伝えることとして情報取っているものだから、それはこどもに開示するのですという話にしていたら、いいのじゃないかと思ってるんですけど。そこの、何を聞くのか、事前にどう整理するのかは、実は案外難しいから、おいおい考えますと、別の児相に言われてるのですけど、できたら作っておいてもらえるといいなと思います。

それと、さっき里親の絡みの役割分担の話で、一昔前に里親の事件の死亡事例があって、児相で検証しようかみたいな話で検証して、整理をして、何かその役割分担の議論も書いた

ような気がするのですけど。ちょっと忘れてるのだけど、ちょっと発掘してもらって、そこでどこが問題点だったのかとか書いた記憶があるので参考にしてください。以上です。

〇伊藤委員

今、西村委員の方から出自を知る権利のフォーマットの話があったのですけど、家庭養護促進協会さんが真実告知ハンドブックというのをだいぶ前に作っていて、去年か一昨年に改定版、民法改正とかを受けての改訂版を確か出していらっしゃったと思うので、それを見ると、何を伝えるべきかとかどう伝えるべきかみたいなハンドブックになっていると思うので、それを使うとか、参考にするみたいなことは一つ大事かなというのと、あと、その家庭養護促進協会さんが作っている真実告知ハンドブックのベースになっているのが、イギリスのＢＡＡＦ（British Association for Adoption and Fostering）のものだと思うので、その辺りをちょっと見てもらうと、大体どういうことを整えなければいけないかとか、何を実親から聞いておかなければいけないかとかいうことが分かるかなと思います。

〇部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。一つ一つ見ていくと非常に大きなあるいは深い問題がたくさんあると思うのですけれども、次の計画の方もありますし関連もしますので、一旦ここで次の計画の議事の方に移りたいと思います。それでは、「大阪市社会的養育推進計画（令和７年度～令和 11 年度）」の部分についての事務局からの説明をお願いしたいと思います。

【議事２】

〇事務局（友清課長）

それでは、「大阪市社会的養育推進計画（令和７年度～令和 11 年度）」につきまして、説明させていただきます。

～資料 4-1 から資料 4-2 に沿って説明～

説明につきましては以上になります。よろしくお願いします。

〇部会長（前橋委員）

ご説明どうもありがとうございました。それでは、委員の各先生方からのご意見を拝領したいと思います。先程の６年度までの状況というものも踏まえながら、また７年度以降こういう計画になっているわけですね。また新規項目も挙げられているという中で、お気付きの点等ありましたら、よろしくお願いいたします。

〇福田委員

先程ちょっと聞けなかったことというか、さっきの議論の感想も含めてということにな

りますけれども、一時保護所でのこどもの状況というのは厳しいのだなということを改めて実感しました。特にアドボさんの話のくだりですね。やはりこどもたちが話を聞いてもらいたい。逆に言えば、それだけ十分に気持ちを表現できる機会が限られているということを示してもいるのだろうなというふうに思いまして、どうやったら学校に通えるかということは、私も重ねてお願いしたいと思って発言させてもらいます。国・地域によって登校手段の文化が異なるため、日本でも必要に応じて柔軟な措置を講じていくということが必要なのだろうなと思いました。あともう一つ、こどもにとって一時保護所での生活が長期化する場合に限っては、一時保護所にいない時間をどうやって確保しているのかというのを結構視点としては重要なのだろうなと思っていまして、行動観察の重要性を踏まえつつ、閉塞環境の緩和として、一時的でも外部環境を活用できる余地がないかということも考えていただいて、閉塞的な環境から脱する方向を考えていただければいいのかなと思います。

あと、どこのページにあるのかちょっとピンとこないのですけど、いわゆるこどものショートステイ事業の受け皿なのですけども。要対協とかを見てますと、ショートステイのニーズは高いなと思うのですけども、それが継続的に受けられる環境にあるのかないのか、そこらですね、どういう問題意識を持っておられるのか、お伺いしたいなと思いました。

それから、パーマネンシー保障、特別養子縁組についてですね。前期の計画でも、年齢制限の引き上げに留意しつつ行うということなのですけど、実際、年齢が高いといいますか、６歳以上のこどもで施設に長いこと居て、特別養子縁組が目指されるケースであるとか、そういった見込みがどの程度あるのかなというところを教えていただきたいなと思います。

あと、これだけ色々な施策を進めていく中で、実際担当される職員の資質が結構重要になってくるのじゃないかなというふうに思いますけれども。そこらですね、想定通りの福祉職の採用が進んでいるのかどうなのか、教えてもらえたらと思います。以上でございます。

〇部会長（前橋委員）

ありがとうございました。結構たくさんありましたけど、日常の問題、あるいはショートステイの受け皿の問題、それから高年齢児の特養の可能性について、それから職員の確保の問題とありましたけれども、いかがでしょうか。

〇青木課長

１つ目の一時保護所の通学保障ができない場合、日中とかにほかに行けるところがないのか、閉鎖的な環境をどう打破するかというご意見でとても重要な視点だと思いました。一方で一時保護所には行動観察という重要な機能がありまして、こどもや家庭に対してどのような支援を行っていくかということを、児童相談所全体で決定していくために、ケースワ

ーカーは社会調査を行って、心理司は心理学的な調査を行ってというようなことで、一時保護所は集団の中でどういった行動をするのかとか、どの程度生活習慣が身に付いているのかとか、そういった行動観察という機能を持っていて、それが重要な支援方針の決定に寄与しているという部分があります。言ってみたら長期化が問題で、一時保護所にいること自体が問題というよりは、一時保護期間が長期化すること自体がとても問題だと思っていまして、その辺がこの色々施設の整備とか、里親の委託率とか、一時保護所を出た後の問題ですとか、あと、先程先生もおっしゃったように職員の資質ですよね、アセスメントを取って的確に行って次の方針を決めていけるかといった、色々な複合的な問題があって、なかなか解決の道がないという。すいません、ちょっと何か、感想みたいになるのですけども。行動観察機能を果たしながら、こどもが永続的な生活でしんどくならないようにといったところをどこら辺から解決していくのかというのが、色々な視点を先生からいただいたと思うのでこれからも考えていきたいと思います。

〇寺田課長

ショートステイの関係です。管理課寺田といいます。ショートステイ事業につきましては、こども計画に基づいたニーズ調査を踏まえた計画の策定をしておりまして、ちょっと６年度の数字がここに無いのですけど、６年度で言いますと、一応計画でいくと 1227 だった内の 815 のべ人日の方がご利用されているという形になっています。

あと、施設なのですけども、今、乳児院７ヶ所、児童養護施設８ヶ所、今年度から母子生活支援施設１ヶ所で受け入れております。元々、空き枠を活用してという形で乳児院さんや児童養護施設さんでお願いしてるところがございますので、ベッドの専用居室であったり、専任職員の配置といったところを、市の単独の事業として令和６年度から補助金なりを出して、できる限り活用していただいて、専用の居室であったり専用職員の方を確保していただいて、対応していただくような形で今取組みを進めているところでございます。

入所枠、利用人数との兼ね合いなのですけども、去年度３月の児童福祉審議会の場でもご意見いただいたのですけども、大阪市の場合は小学校の就学前までというのが対象になっていますので、そこが、例えば就学児童がどうなのかとか、色々なご意見をいただいております。ショートステイ事業につきましてはそういった課題等も踏まえながら、あと、受けていただく乳児院さんとか児童養護施設さんとの調整もしていきながら、その課題の部分については、今後色々検討をしていくという形で取り組んでいるところでございます。

〇市橋課長

パーマネンシ―保障について、６歳以上で施設生活が長いこどもさんの特別養子縁組の

可能性というご質問だったと思うのですけども、現実を考えると、非常に厳しいところかと思います。ですので、大事なのはそこに至るまでに、如何にそういったところに繋げるか、見極めをするかというところだと思います。毎年施設からは保護状況調査で、こどもの状況、保護者の面会状況、こどもをどう支援していくのがいいのか、そういった意見をいただいて、毎年センターでは担当者だけではなく、ＳＶ、上席が入る形で援助方針の見直しを行っています。そこで早め早めに手を打つというか、そういうことが必要だと実感しているところでございます。

〇岩部課長

中央こども相談センター企画調整担当課長の岩部でございます。福田委員からご質問がありました福祉職の採用の件ですけれども、児童福祉司につきましては、今年度で国の方で示されている配置基準といいますか、標準配置については達成をしております。福田先生、その児童福祉司のところだけでよろしかったですか。

〇福田委員

はい、そうですね。

〇部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。福田委員よろしいでしょうか。

〇福田委員

ありがとうございました。

〇部会長（前橋委員）

ほか、いかがでしょう。

〇伊藤委員

すいません、大きく３点なのですけど。

１つが、11 ページの代替養育されてるこどものパーマネンシー保障のところでライフストーリーワークの実施です。親子再統合支援事業による各種支援の実施件数の目標があって、ライフストーリーワークの実施、こどもの数だと思うのですけど、40 人を令和 11 年には 50 人にしていくということで。別の自治体でライフストーリーワークを一生懸命、積極的にやってる自治体の児童福祉司さんと話をしたときにおっしゃっていたのが、やはり代替養育のこどものライフストーリーワークはすごく大事だけど、すごくヘビーなので、１人のワーカーさんが１年間でやるのは、２人のこどもが限界で、３人４人もできないということを結構おっしゃっておられる。その中で、もちろん目標を高く持ってやっていくことは大事なのですけど、支援者支援というか、先程福田委員の方からも専門職の確保とか、そうい

うのはきちんと考えた方がいいというお話がありましたけど、ライフストーリーワークができるような専門性の確保プラス、ライフストーリーワークだけじゃなくですけれども、支援者支援というか、スーパーバイズの体制であったりとか、児童相談所のワーカーさんの支援体制みたいなところも合わせて目標と一緒に考えていただけたらいたらいいなというのが１つ目です。

２つ目が施設の高機能化のところです。14 ページ以降のところなのですけれども。単純な誤字かなと思ったのは、15 ページの一番下の養育機能強化のための専門職の加配職員数で、目標だから高くなっていくのかなと思いきや、令和 10 年から令和 11 年にかけて、乳児院の家庭支援専門相談員を１人減らすという計画になってて、これは何か理由があったら教えてください。ここでちょっと気になったのは、やはり、どこの施設もそうだと思うし、里親家庭でもそうだと思うのですけれども、心理療法、セラピーとかを必要とするお子さんが増えている中で、各施設で心理士さんをどう確保していくかとか、加配していくかって大事だと思うのですけど、その一方で施設における心理士さんの定着率の低さというのもあって、養護施設のケアワーカーさんも定着率が悪く３年ぐらいで辞めていくみたいになるのですけど、心理士はもっと短い。全国平均で見たときに養護施設の心理士さんは、１，何年だったと思うのです。それはやはり福祉専門職の中で、心理職の働きにくさというか、養護施設での働きにくさであったりとか、あとはしんどいお子さんのしんどい話をいっぱい聞くのでしんどい。施設に心理士さんが１人しかいないと、自分のスーパーバイザーが誰となったときは外に求める。大学の心理の先生とかがスーパーバイザーだったりするケースが多いのですけど。各施設でどうやって心理士さんを確保できるかとか、せっかく就職してくれた養護施設の心理職さんがどうやって継続してくれるか。施設のこどもにとってもケアワーカーである担当職員がずっと辞めずに働き続けて自分を見てくれることも大事だけど、ずっと同じ心理士さんが自分の成長に伴走しながら、心理療法をしてくれることも大事だと思うので、何か心理士さんが辞めないというか、心理士さんの定着率の悪さへのケアみたいなところも、大阪市だけじゃなくて施設連盟とかと一緒に考えていかないといけないのかなというのがちょっと気になりました。

３つ目なのですけれども、ちょっとそこと連動するのですけど、今回から新規項目で障がい児入所施設における支援というのが加わりました。ここは取り組み方針とかポイントのところで障がい児入所施設における支援のあり方、ユニット化とかが書かれてるのですけど、大阪市として社会的養護を必要とする障がいのある子にどんなケアをどんなケア体制をしていくのかというのを、障がい児施設の充実だけではなくて、さっきの養護施設の高機

能化によって、障がいのある子をどうやってケアできるのかとか、里親さんとかファミリーホームで障がいのある子を受けたときにどんなサポートができるのかとか、何か障がい児施設のことだけではなくて、親と暮らせない障がいのある子を大阪市としてどんなふうに社会的養育、社会的養護していくのかというのがこの令和11年までの計画の中に位置づいてくると、なおいいのかなと思ったのですね。養護施設の場合は高機能化で対応しますよね、とか、里親さんの場合で見たときに、専門里親を増やすのかというと、そうでもない、みたいなところであったりとか。里親さんの研修の実施回数とかは目標の中にあるのですけど、どんな研修をして、どんなことを里親さんに求めていくのかとか、また、里親さんへの支援体制の中で、難しいお子さん、障がいのあるお子さんを見てもらっている里親さんに大阪市としてどういうサポートができるのかとか、里親支援センターがどんなサポートができるのかということを、是非、考えていただきたいなと思います。今、なんとなくパイを増やすというか、こういう体制を整えるというとこころがあるのですけど、支援ニーズの高い子をするかということも視野に入れたプランになるとなおいいなと思いました。以上です。

〇部会長（前橋委員）

どうもありがとうございます。いかがでしょうか。最初のは要望というかご意見というニュアンスが強いですけども。２番目についてもちょっとそういうふうなところがあると思ったのですが、３番目については私も是非お伺いできればと考えております。

〇安田課長代理

福祉局障がい支援課長代理、安田と申します。障がい児入所施設の担当しております。貴重なご意見ありがとうございます。

まず、障がい児入所施設も今回令和７年度から計画見直しで新たな項目として加わりました。少しご意見の部分とは逸れるかもしれないのですけども、この計画における小規模化というところに関しまして、市内に福祉型障がい児入所施設が６施設あるのですけども、我々といたしましては定期的に訪問しながら、日頃の支援状況であるとか、ユニット化についても意見交換をしながら、措置児童等に対する支援に取り組んでいるところでございます。特にユニット化に関しましては、この間に施設が建て替えや改修などを行っている施設もありまして、建て替えを機にユニット化などは進んでいるところでございます。

ハード面に関してはそういったところでございますし、障がい児入所施設のあり方に関しまして、今年度に今後の障がい児入所施設のあり方検討会議が国の方で開催されておりまして、その障がい児入所施設における社会的養護施策との連携というところが議論されていたり、小規模化などに関しまして、様々な福祉型・医療型障がい児入所施設があるので

すけれども、ワークキンググループでも、そういった議論がなされているところでございます。障がいの有無に関わらず、家庭的な環境というところが非常に大事だと思っておりますし、障がい児の方に関しましては特に重度の方が障がい児入所施設に入所や措置されているところでございます。現在里親や児童養護施設などで軽度の方の受入もございますし、例えばですけれども、日中学校等に行った後、児童発達支援であるとか、放課後等デイサービスに通われている児童もおられ、家庭的な環境というところも取り組んでいるところでございます。障がいのあるこどもの里親への受け入れ促進というところに関しましても、我々としてもより家庭的な環境で受け入れが進んでいくというところが大事だと思っておりますので、こども青少年局とも連携しながら取り組んでいけたらというふうに考えております。以上でございます。

〇部会長（前橋委員）

どうもありがとうございます。ちょうど今年度、そういう検討を始められたということで、また、改修あるいは建替において現在取り組んでおられるところに、そういうユニット化であるとか、小規模化というような点についても、取組んでいるとお伺いしたと思います。

〇西村委員

計画の作り方のところ、そもそも論のところなのですけど、何か書式が決まっているのであれば仕方ないのですが、例えば、次からの計画と言って今計画しているのですけど、さっき最初の段階でやった前年度までの評価みたいなものを最初にやっていると思うのですけど。達成だったりとか未達成だったりとか。そういうのを、これから先の計画のところにも前で記載ができないものかというのが。あっち行ったりこっち行ったりして見ないといけないので。取組方針でこんなのだっていうのが前の取組方針との関係で、全く同じなのだったら、それは前の取組方針のところで、取組方針はこうです、これは前年度で達成されています。だったら引き続き、ここのところは同じような感じでやります、みたいな感じの書きぶりになるのかなと。未達成の部分があるとか、新たにやらないといけない項目ができたら、そこの部分は前年度まででここまではできました。できているところは同じような感じでやります。できてない部分は、この辺で工夫してやりますとか。できていないところに、里親とかだったら、何となく出来てないではなくて、原因を考えてそれぞれ対策を立ててという話が出たと思うのですけど、それはどういう分析をして、原因はこの辺があるから、この原因のところは、こういう対策を立てて次から計画でいくのですとか。それがこのページを見ていたら、一覧性がないというか分からないので、できたらその形で作って欲しいなというのがまず大前提のところの一点です。

個別の話は、まず、４ページのマル２、こどもの意見表明権のところで、利用可能なこどもの人数及び割合と書いてあるのですけど、できたら統計的な形では、できるという機会の提供は 100%を目指さないといけないところだと思うので、そこがどう達成できてるというので１本作ってもらって、利用数は、多分次の段階で、利用しない自由もあるので、それはこどもが選べばいい話だから。ただ実態としてどんなぐらい利用しているのかなっていうのは興味があるので、機会の提供と実際の利用数は分けて整理をしてほしいなと思います。あと、マル１のところで、「こども本人への啓発等」で「こどもの権利ノートの説明を毎年１回以上実施」というところで、この権利ノートの説明がどうなっているのかがちょっと分からないですけど、ちょっと中身検討していただいて、入っていて欲しいのはそもそもどんな権利があるのか、私達に権利があるということすらこどもがわかってないみたいな、権利って何かと、抽象的ではあるけど、「私はそんなものない。いつも何か命令されてやってるだけでは。」みたいなふうになってるのを、ちょっと崩してもらわないことには実質的な保障が図れないので、説明の時に、そもそも「こんなこと言っていいのだよ。」「こんなことやられたら文句言っていいのだよ。」とか、その権利の話をちゃんと大前提で説明しておいて欲しいな、と。これはお願いのレベルです。

後、８ページのところで一保の改革、これまでのところで、色々意見が出ましたけど、通学保障とか、長期化の問題をどうするのかとか、という課題があると思うのですけど、一保に向けた課題なので、そこのところをどうするのかと、なかなかしんどい話かもしれないけど、対策とか政策、ここの整備目標のところで盛り込めてないと思うので、そこがちょっとでも前に進む方向の整備目標を出して欲しいなと思います。それは他のところでも言えることなのですけど、色々この辺課題だよね、この辺意識しようねって、色々出たと思うのですけど、そこも整備目標の中で何らかの形で見える化できるようなものがあるのだったら、計画の中に反映させてもらえると、次の段階の時に、次どうしようかなみたいな話で段々前に進みやすくなるかなと思います。

障がいの話なのですけど、普通の児童養護から出る子だったら、その児童養護施設がその後のアフターケアもやるじゃないですか。障がい児施設はそんなものが無くて、大人の方の障がいの制度利用になるから、今までの施設の先生とか理論的にはブチッと切れてしまうので、私達あんまりそこはやらないです、と言われて、えって思ったのですけど、児相の手も離れてしまうので、つまり、こども時代の支援チームが、成人したらブチッと切れて、別の支援チームをまた新たに作らないといけないみたいな構造にどうやらなっているみたいで、なんで今頃気がついたのかという話もあるのですけど、そうなっているのは法律が悪い

のだけど、そこを意識してもらって、もうちょっと何か繋ぎが工夫できないかなというのを、ちょっと皆さんの方でも考えてほしいなというところです。これも要望レベルです。以上です。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございました。これも割と比較的ご意見的なニュアンスの強いところかなと思いますけれども。ほかはいかがでしょうか。

○伊藤委員

さっきの、数字の間違いなのかというのはどうでしょうか。

○菅野課長代理

施設整備担当課長代理の菅野と申します。乳児院の家庭支援専門相談員が最終年度 11 年度で１減っていることに関しましては、まだ施設さんの検討状況の中ではあるのですけれども、大阪市、乳児院６ヶ所ございますが、そのうちの１ヶ所がすごく小さい３ユニット、定員 18 という施設がございます。そこを本園としながら、かつ分園・分散化というのを検討していくのが、土地的な事情もあってなかなか難しいので、もう一つ同じ法人さんが乳児院を経営されているのですけれども、今ある既存の本園をもう一つの方の本園の分園として整備していくことを検討されておられるようで、結果的に本園でなくなる、AB あるうちの B がもう A 施設の分園扱いになる形になるので、家庭支援専門相談員の加配というのが措置費制度上認められないこととなることによる１の減というのが今の計画、検討状況となっています。

○伊藤委員

そしたら、支援の質が落ちますね。

○菅野課長代理

支援の質が落ちるというのは、本園に対して、その家庭支援専門相談員というのが配置されることができることになっているのと、あと、まだこどもがその小規模化かつ地域分散化したより家庭的な環境をそこで担保したいというのが、今の当該運営法人さんのご意向というふうに聞いています。

○伊藤委員

では、家庭支援専門相談員が減ったら、家庭復帰の調整とか里親の調整のスタッフを共有することになるので。なので、ちょっと色々検討してもらえれば。

○菅野課長代理

一応そういう状況ということで承っているところです。

○伊藤委員

ありがとうございます。

○寺本委員

ちょっと非常にピンポイントなことになるかもしれないのですけれども、令和６年度までは産前・産後母子支援事業で令和 7 年度からは妊産婦等生活援助事業と名称が変わって実施される事業の件です。前回の令和２年度から令和６年度のところで、母子生活支援施設での多機能化としての産前・産後母子支援事業というところは、１事業所を作ったことで達成ということになっていると思います。それまでの令和２年度から令和６年度の間の実績はそれとして令和 7 年度から実施の妊産婦生活援助事業については、16 ページのところにも書いてありますが、「令和 7 年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討」ということになっています。これは令和 7 年度からの５年間をやった上でのみで必要数を検討するのでしょうか。令和２年度から令和６年度の実績も含まれた上で検討された方が良いのではないかというふうに思います。令和２年度から令和６年度の目標としては、１事業所設置することで達成をしていると思いますが実状はどうなのでしょうか？私が知らないだけかもしれないのですが、公に出ているのでしょうか？私の肌感覚では令和２年度から令和６年度の中で、ニーズを満たすものとしては足りていないんじゃないかなという感覚を持っています。必要数を計るにおいて、その事業をやっている施設の中だけでの実績というところで計られてしまうのはどうなのかと思います。何が言いたいかといいますと、妊産婦生活援助事業を行っている施設だけで妊産婦が支援されているわけではないということです。少しここにも出てきます母子生活支援施設も、単身の妊産婦を受け入れていますし、児童福祉分野とは離れますけれども、救護施設でも単身の妊産婦の支援がされています。その辺の実状というのは必要数には入れられていないのか、今後入れられる予定はあるのかどうかというところです。妊産婦生活援助事業をやっていらっしゃる施設だけではなくて、それ以外のところ、今までこの事業ができる前からずっと支援をしてきたところでの実績は、数にきちんと反映されているのかどうかというのは非常に疑問です。救護施設も母子生活支援施設も、法的壁というのが実際にあり、人もお金もついていない中、本体事業に付帯する事業や持ち出しの状態の中で、できる範囲の支援をやっています。しかしこの部分が次の計画の実績のところに反映されないまま、数字にしていかれるのかというところをちょっと聞きたいと思います。

○小山課長

児童支援対策担当課長の小山と申します。今、ダイヤモンドルームの方で妊産婦等生活援

助事業を今年度から実施しております。昨年度までやっていた産前・産後母子支援事業の方で、１ヶ所でお部屋が２部屋ということで、そこで全然足りていないなということで、今年度から部屋数の方だけ拡充をさせていただいて、公募をした上で、事業の方は実施をさせていただいております。その１ヶ所４部屋で足りるのかどうかというところは、また、今後運営していく中で、やはりお部屋数が足りるのか、それ以上の支援が必要な方がいるのかというのは、そこら辺は区の方が依頼をすることも多いでしょうし、また、母子生活支援施設の方でも色々なケースを抱えておられると思うので、また検証しながら、今後１ヶ所でいいのか、２ヶ所いるのかとか、そこら辺はやっていきたいなとは思っています。これで足りているのかどうかとかいうのは公表とかはしておりませんけれども、内部で検証はしていこうと思っております。

〇部会長（前橋委員）

ありがとうございます。ニーズをどう把握するのかという点と、それをどうまとめて施策の方に反映させていくのか、その辺がちょっと見えにくいというか、印象を寺本委員さんの方がお持ちなのかなと。それからまた、母子生活支援施設でも色々な相談とかそういうのを受ける中で、確かこれは制度としてもまずは施設の方から要望を上げていくというか、実施に向けての要望を挙げるとか、何かそういうふうな方法もあるようには思います。

〇寺本委員

はい、そうですね。基本的には母子生活支援施設なので、お母さんとこどもさんでないと本入所できないというのは法律で決められていますので、単身の妊婦はいわゆる母子と認められていない以上、基本、本入所というのはできません。ここは非常に疑問というかどうしようもないところもあるのですけれども、ニーズがあるため、単身の妊婦さんは今全国の母子生活支援施設で受け入れられています。法の壁がありますので、本入所になってないというところはどこも同じで、これについては全母協（全国母子生活支援施設協議会）の方から国には実態を常々上げております。現在はニーズに応えるため、緊急母子一時保護という形で受けています。ただやはり、どこもそのための人も金も付いておらず、ほかの普通の母子さんの緊急一時保護と同じ、少ない枠の中でそれを受けていたりします。非常にリスクの高い方々が多いので、支援内容についても、やはり人の手も時間もかかるのが実状です。じゃあ妊産婦等生活援助事業の枠が広がったら単身妊産婦の母子生活支援施設での緊急一時保護が必要なくなるかといったら、私はそう思っていなくて、それはそれで必要だと思います。妊産婦等生活援助事業で拾えなかった、そこにはそぐわなかった方々というのは、母子生活支援施設だとか救護施設とかで拾われていかなければならないかなというふうに思い

ます。産前・産後母子支援事業や妊産婦等生活援助事業ができたからといって減っている感覚は全くないので。ということで、ニーズを把握する際に妊産婦等生活援助事業をやっている場所だけで拾っていては駄目だとは思います。少し広げた形での調査をして頂いて本当に実状に近いニーズの数字を出していただいた方がいいのではないかなと思います。

〇部会長（前橋委員）

ありがとうございました。お時間の方もだいぶ迫ってきましたけれども。

〇伊藤委員

質問じゃなくてこれも話題提供とお願いなのですけど、17 ページの「(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」で、下の表で、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数が今１ヶ所で令和 11 年も１ヶ所、現状維持という目標になってるのですけど、実は先週大阪で全国自立援助ホーム研究協議会、毎年１回やっているのですけど、その大会が大阪であって、それで助言者で呼ばれて行ったのですけど、分科会がいくつかある中で、この自立援助ホームをやりながら拠点事業をやることの意義みたいな分科会があって、先駆けてやっているところの実践報告があって、という分科会だったのですけど、すごい人気で、大阪市内の自立援助ホームの職員さんも結構参加していて、広島県の福山市でⅠ型と拠点やっているところと、愛媛県の今治で拠点と自援をやっているところが、発表したのですけど、すごい反響で、うちもやりたいなという声が結構ありました。やはり、自立援助ホームⅠ型をやっているところが拠点もやることで、ものすごいシームレスな支援ができる。アフターケアのアフターケアのアフターケアみたいな感じで、養護施設とか里親を出て、自援に来て、Ⅰ型で見るとか、家庭でギリギリまで頑張ってきたけど、何もないとやって来た若者が、すぐ住めてすぐ働けるみたいなものを、自援と拠点をやっているので、住居と就労をセットでできるよみたいな取組が紹介されていて、特に愛媛の方は、行政の方のバックアップがすごくて、財政的にもそうだし、財政だけじゃなくて使い方とか運用の仕方もすごく柔軟にとか、若者のニーズとか事業所のやりたい支援に合わせた形でやってくれていてとか。１年ごとのプロポーザルというところは皆使いにくいとか言っていたのですけれども、でもあの実践事例を聞いて、今自立援助ホームをやっているところが拠点をやれたらいいなと勉強をし始めているので、今年来年の話じゃないと思うのですけど、相談があるかもしれないというか、大阪市としてもそういうプロポーザルというか、支援拠点事業をちょっと増やすからどこか名乗り上げませんかみたいな準備をしておいてもらえると、大阪市としての 15 歳以上、20 歳以上の人たちのアフターケアの選択肢が増えるかなと思ったので、ちょっと話題提供でした。以上です。

○部会長（前橋委員）

それでは、二井委員、何か感想等で結構ですので。

○二井委員

難しくて付いていくので必死なのですけども、児童養護施設の小規模で働いている一職員としての意見というか感想で。小規模化・地域分散化というところなのですけど、こういった計画とか目標と現場では乖離している部分が少なからずあると私は思っていて、一人勤務で宿題とかご飯とか入浴支援、寝かしつけとか色々しながら、色々な一人一人の家庭事情に沿った支援とか、遊びたいとか外に行きたい中で遊びたいというのに寄り添うためには人がいるというふうに思っていて、こういう計画、こういう制度があるから、小規模を作ったけれども職員がいない、いなくて閉鎖することになったというのも話としては聞いたのですけど、私達が守らないといけないのはこどもの安心安全な生活で、こどもの希望とは別のところで生活場所がコロコロ変わったりとかするのは、避けるべきかなと思うところではあります。そして、そういうこどもの一人一人に寄り添うというのは、小規模では、人がいれば大舎制よりはきっとやりやすいし、寄り添いやすい部分ではあるので、きっと小規模化はこれからも続いていくかなとは思うのですけど、数字だけではなくてやはり慎重に行われるべきかなというふうに私は思っています。以上です。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。

○西村委員

すいません１点だけ、意見表明のところで。アドボケイトをいっぱいやってもらっていると思うのですけど、日常の処遇の話はもちろんいるのですけど、それぞれの措置段階でも、ちゃんとこどもの意見聞けという話になっていると思うのですけど、そこの措置段階のところがどうなってるのかとかというのも、統計資料的には２種類に分けて提示してもらうと分かりやすいかなと思うので、お願いします。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございました。まだまだ意見はたくさん出てきそうなのですけれども、誠に申し訳ありません。時間の制約もありますので。もし感想、あるいは意見等でも結構です、メモ程度でまたもしあれば事務局ないしは私の方にいただければというように思います。

それでは、これで議題２終了ということにさせていただきます。議題２終了ということですので、これで本日の社会的養育の専門部会については、終了ということにさせていただきます。司会の進行の方に、よろしくお願いします。

○事務局（福嶋課長代理）

前橋部会長ご進行ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございます。本部会で頂戴いたしました意見等を踏まえまして、今後とも、本市の社会的養育推進計画を推進してまいります。本日はどうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和７年度大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を閉会いたします。ご出席の皆様方、誠にありがとうございました。